

計画の策定に関する基本的な考え方

基本理念

- ◆個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化しており、既存の分野別の制度による支援だけでは十分に対応できない場合があります。
- ◆課題を抱える人に寄り添い、伴走することを基本として、適切な支援につなぐことが重要です。
- ◆自らの抱える課題について認識していない人や、自ら相談できない人に対しても、訪問等のアウトリーチにより積極的に課題を把握することが必要です。
- ◆また、行政、社協、民間団体、住民等、地域で活動する主体が連携し、地域の課題を発見し、その解決に取り組む必要があります、住民自らが課題を解決できる地域づくりを行うことが重要です。
- ◆全ての人が地域で孤立することなく暮らすためには、一人ひとりが役割を持ち、支え合うことができる社会の実現が求められています。
- ◆そこで本計画では、「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」の理念を踏まえ、全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を基本理念とします。

「県域」の地域福祉計画の考え方

- ◆「県域」の地域福祉計画は、既存の縦割りの福祉制度では対応が困難な地域の生活課題に対し、関係機関が連携しながら住民主体の地域をつくりあげようとするものです。
- ◆県及び市町村が連携し、県域及び市町村地域福祉計画等を通して、目指すべき地域の姿を広く住民に発信し、地域福祉のあり方について共有し、住民の支え合いに向けた機運の醸成を図ります。
- ◆県と県社協が核となり、広域的、戦略的な施策を展開するとともに、市町村や市町村社協等への支援を推進します。
- ◆関連する個別計画との整合を図りつつ、幅広い機関や団体と連携しながら地域福祉を推進します。

県の基本的な役割

- ◆課題を抱える個人や世帯を、制度の枠組みや分野にとらわれることなく、適切な支援につなぐための包括的な支援体制の整備を推進します。
- ◆包括的な支援体制を整備する市町村の取組に対してコーディネーターの役割を担い、それぞれの地域の特性やニーズに合わせた支援を行います。
- ◆市町村や社協、民間団体や住民等の多様な主体と連携し、地域における課題の発見と解決、見守り機能の強化及び地域資源の創出に取り組みます。
- ◆地域福祉の推進の継続的な担い手である専門人材の育成・確保、地域におけるアウトリーチや地域づくりを担う人材の育成に取り組みます。

対象者

- ◆地域で暮らしている全ての人を計画の対象とします。



奈良県

奈良県域地域福祉計画 概要版
発行：奈良県 福祉医療部 地域福祉課
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30
電話：0742-27-8503（直通）



奈良県域地域福祉計画 (概要版)



令和4年3月
奈良県

奈良県域地域福祉計画の概要

計画期間

- ◆ 計画の実施期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。
- ◆ 計画期間の中間年において、所要の見直しを行います。

計画の位置付け

- ◆ 本計画は、県が市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村が行う地域福祉の支援に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定める「県地域福祉支援計画(社会福祉法第108条)」です。

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2. 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
3. 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保または資質の向上に関する事項
4. 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
5. 市町村による包括的な支援体制の整備(社会福祉法第106条の3第1項)の支援に関する事項

- ◆ また、「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例(令和4年3月制定)」第6条に基づき、国、市町村及び社会福祉協議会(以下、「社協」といいます。)等の関係団体と連携して、自らも主体的に取り組む地域福祉の推進に関する施策を具体的に定めた「県域の地域福祉計画」です。

計画の構成

- ◆ 第1章において、県域の地域福祉を推進するにあたっての「基本的な考え方」を示しています。
- ◆ 第2章において、施策を体系化させた具体的な実行計画である「アクションプログラム」を記載しています。

【施策体系】

1. 包括的な支援体制の整備

2.「支え合い」活動の推進

3.多様な福祉の担い手づくり

4.地域福祉を推進する環境の整備

アクションプログラム

【施策の柱】

1. 包括的な支援体制の整備

個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化する中、既存の福祉サービスの提供にとどまらず、地域のあらゆる資源や主体が連携・協働し、多様な支援の形を創り出すことが求められています。

こうした認識のもと、誰もが安全に安心して地域で暮らすことができるよう、包括的な支援体制の整備に取り組みます。

2.「支え合い」活動の推進

少子高齢化が進行する中、核家族化や単身世帯の増加など家族形態が変化し、地域における支え合い機能が低下しています。また、地域におけるつながりが弱まる中、既存の制度、施策では対応が難しい困りごとを抱える人が増加しています。

生きづらさを抱える人を排除することなく、互いに認め合い、声を掛けあって支え合う地域をつくりしていくことが大切です。

こうした認識のもと、地域資源の創出や活用を通じ、地域コミュニティの再生を図り、住民同士による「支え合い」活動を推進します。

3.多様な福祉の担い手づくり

複合的な課題に対しては、解決が困難となる前に早期に発見して支援につなげていくことが大切です。また、自ら声をあげられない人に、アウトリーチにより支援の手を差し伸べることが重要となっています。住民主体の支え合いを推進するとともに、地域での支援体制を整備するためには、地域福祉活動を推進する人材の育成と確保が重要です。

こうした認識のもと、地域における福祉の担い手や地域福祉をコーディネートする福祉人材の育成と確保及び定着の推進を図ります。

4.地域福祉を推進する環境の整備

地域において利用者の視点に立った多種・多様な福祉サービスが提供され、その質の向上が図られることで、住民が地域で適切なサービスを選択でき、安心して暮らし続けられることが必要です。また、住民の持つ多様な背景への相互理解を促進することで、支え合う体制の充実強化を図ることが重要です。

こうした認識のもと、地域において、誰もが暮らしやすく安心できるような地域福祉を推進する環境を整備します。

【施策の方向性】

(1) 地域の人々を支える支援体制の充実強化

地域のあらゆる資源や主体が連携・協働し、地域の人々を支えるため、多様な支援を提供する包括的な支援体制を整備する。

①包括的な相談・支援体制の整備 ②生活困窮者自立支援の充実

③経済的困難等を抱える子どもの支援の充実 ④居住に課題を抱える人への支援の促進

⑤権利擁護の推進 ⑥更生支援の推進 ⑦自殺対策の推進

(2) 市町村地域福祉計画の策定支援

包括的な支援体制の整備を含む市町村の地域福祉を総合的に推進するため、計画の策定を支援する。

(1) 地域共生の仕組みづくり

地域のつながりを再構築するため、地域社会の中で、住民一人ひとりが地域の一員として互いに支え合う取組を推進する。

①住民主体の課題解決に向けた取組の支援 ②生活支援サービス等の充実

③元気高齢者の地域活動の推進 ④地域における子育て支援の推進 ⑤防災に関する取組の推進

⑥社会福祉法人の地域貢献活動の推進

(1) 地域福祉を推進する人材の育成・組織づくり

地域福祉への住民の幅広い参画を促進するため、地域福祉活動を実践する人材・組織及び地域福祉活動を牽引する専門職を育成する。

①民生委員・児童委員活動への支援 ②コミュニティソーシャルワーカーの活動の充実

③住民等による見守り支え合う体制づくり ④NPO、ボランティア活動への参加促進

(2) 福祉・介護人材の育成・確保・定着

福祉・介護人材を育成・確保するため、多様な人材の参入促進、資質向上、定着促進の取組を強化する。

①福祉・介護人材の育成・確保 ②働きやすく、魅力的な職場づくり

(1) 福祉サービスの質の向上

個人・世帯の抱える様々な課題に対して適切なサービスを提供するための体制を整備する。

①福祉サービス第三者評価の受審促進 ②福祉サービス利用者保護の充実

(2) 全ての人に優しい福祉のまちづくりの推進

住民の多様な背景への理解促進により、地域で支え合う体制を充実強化する。

①人権を尊重した地域づくりの推進 ②障害を理由とする差別の解消の推進

③福祉教育の充実 ④国際化への対応 ⑤バリアフリーの推進

